府職労　2021年度健康医療・保健所支部要求への回答（令和3年3月29日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう、今後とも誠意をもって、対処してまいりたい。

第２の１）①から③の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の１）④の要求について、特殊勤務手当については、平成21年度に府民の理解が得られるよう見直しを行ったところ。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手当）について、手当額の増額及び対象業務を新設したところ。要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の１）⑤、⑥の要求について、時間外勤務等の適正化、年次休暇等の使用促進については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々な取組み等を通じて、その実効性の確保に努めているところです。また、大阪府庁版「働き方改革」（第１弾・第２弾）を策定し長時間労働の抑制に取組んでいるところです。各所属においても勤務時間内に業務が処理できるよう、業務の平準化や事務処理方法の改善等の創意工夫を通じ、時間外勤務の縮減に努めていますが、やむなく、時間外勤務をする場合には給与条例等に基づいて適切に対応しているところです。

第２の１）⑦から⑩の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の２）①から③の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」については、会議等の場を通じて周知済みであり、部としても、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第２の２）④の要求について、時間外勤務については、勤務時間内に業務が処理できるよう、業務の平準化や事務処理方法の改善等の創意工夫を通じ、縮減に努めています。部としても、引き続き、適正な勤務労働条件の確保ができるよう取り組んでまいりたい。

第２の２）⑤の要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第２の３）の要求について、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策については、府労組連秋季・年末要求へ回答しておりますが、平成 29 年９月に指針を策定し、職員への周知と意識啓発に努めたところです。今後とも、快適な働きやすい職場環境づくりに努めていきます。

第２の４）①から⑧の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の５）①の要求について、通勤時間については、現在、１時間３０分以内を目標に努力しているところです。職員の人事異動については、今後も適正に行うよう努めてまいりたい。

第２の５）②の要求について、臨時的任用職員や非常勤職員の労働条件については、全庁的な問題でもありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第２の５）③から⑩の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の５）⑪から⑭の要求について、ＱＦＴ検査については、25年度より、新たに結核業務に関わる保健所職員（非常勤職員含む）を対象に実施しているところであり、来年度においても、引き続き行ってまいりたい。要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第２の６）①(1)の要求について、１月当たりの時間外勤務実績が80時間を超える職員に対しては、平成29年２月より、部次長が所属課長又はグループ長の立会いのもと、当該職員本人と面談を行っているほか、課長から次長に改善方策を報告の上、面談結果等を踏まえた改善措置を行っているところ。要求のあった年360時間を超える職員数については、全庁的な取扱いとして、部局単位でお示ししているところです。また、月80時間を超える職員数及び所属グループの公表については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第２の６）①(2)の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。大阪市内に開設している臨時検査場の支援にかかる職場環境の改善については、引き続き、努力してまいります。

第２の６）①(3)の要求について、令和３年度より、感染症対策企画課・感染症対策支援課を設置し、新型コロナ対応を推進していくこととしている。新たな課の設置に伴い定数の増も予定しているところであるが、執務室の配置やスペースの調整については、全庁的に検討が必要な事項であり、部として庁内関係課との調整を行っているところ。こうした協議・調整を通じて、職員数に見合った適切な執務スペースの確保に努めてまいりたい。

第２の６）②の要求について、職員の人員配置については、厳しい定数事情の中ではあるが、業務量に見合った適切な配置に努めているところ。今後も引き続き、適切な勤務労働条件の確保に取り組んでまいりたい。

第２の６）③(1)の要求について、調整額については、関係課と協議のうえ措置されているものですが、今後、必要があれば、関係課と協議してまいりたい。

第２の６）③(2)の要求について、監察医事務所の空調機設備については、これまで適宜、補修工事や整備を行ってきているところであり、今後とも、必要に応じて設備補修を行うなど、健康面に害を及ぼすことがないよう職場環境の整備に努めていく。

第２の６）④(1)の要求について、一般定期健康診断及び有機溶剤等業務従事職員特別健康診断で職員の健康管理を実施しているところであり、また、検査時にはマスク（必要に応じて防塵マスク）・手袋・ゴーグル等を着用するようにしている。健康管理体制の充実、改善にあたっては、食鳥検査事務所職員の意見を反映しながら、引き続き防塵等の性能に優れたマスク等防護器具の購入などに努めてまいりたい。

第２の６）④(2)の要求について、平成29年9月には、門真食鳥検査事務所の近隣施設の一部を借り上げ、更衣室兼事務所として活用し、また、トイレや浴室も当該施設のものを使用することができるようにするなど、必要な改善に努めてきたところです。引き続き、男女ともに働きやすい職場環境の確保に努めてまいりたい。

第２の６）⑤の要求について、羽曳野食肉衛生検査所のと畜場については、夏季にはクーラーを稼働させているほか、クーラーの不調時には、管理者である羽曳野市への修理の申入れを速やかに行うなど適切に対応してきており、平成31年３月以降には、換気扇や網戸をと畜場内に設置したところ。冬季においても、ヒーターを稼働させているほか、職員一人一人に防寒具やカイロを支給してきたところです。引き続き、働きやすい職場環境の確保に努めてまいりたい。

第２の６）⑥の要求について、職員の配置に際し、通勤時間については、現在、１時間３０分以内を目標に努力しているところで、保育や介護、通院などの要件も考慮し、適正な配置に努めているところです。引き続き、適正な配置に努めてまいります。

第３の①から④の要求について、職員の健康管理については、非常に重要な問題であると認識しており、これまでその体制の充実に努めてきたところですが、今後とも、健康管理体制の一層の整備、充実に努めてまいりたい。要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第３の⑤の要求について、ハラスメント研修の実施については、府労組連秋季・年末要求に対して回答しているとおり、課長級、課長補佐級に対してハラスメントに関する研修を実施しているところです。なお、要求については、全庁的な問題でもありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第３の⑥から⑧の要求について、職員の健康管理については、非常に重要な問題であると認識しており、これまでその体制の充実に努めてきたところですが、今後とも、健康管理体制の一層の整備、充実に努めてまいりたい。要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第３の⑨の要求について、時間外勤務については、勤務時間内に業務が処理できるよう、業務の平準化や事務処理方法の改善等の創意工夫を通じ、縮減に努めています。引き続き、所属長等のマネジメントのもと、こういった取り組みを続け、適正な勤務労働条件の確保に努めてまいりたい。

第３の⑩の要求について、冷暖房設備の切り替えに伴う清掃・点検については、適切な時期に対応します。